

(様式第 1 号) (第 5 条関係)

(表)

飯山市がん患者へのアピアランスケア助成金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住所

申請者 氏名 (続柄)

飯山市がん患者へのアピアランスケア助成事業交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

※太枠内を記載ください。なお、裏面の確認事項も必ず確認してください。

対象者	フリガナ			生 年 月 日	
	氏 名			年 月 日 (歳)	
	住 所	〒 電話番号 — —			
がんの 治療状況 (実績)		医療機関名 及び診療科			
		主治医名			
		治療方法	☐ 手術 ☐ 薬物治療 ☐ 放射線治療 ☐ その他 ()		
がん治療を受けている又は 受けたことを証する書類		☐ 診断書 ☐ 診療 (入院) 計画書 ☐ 診療説明書 ☐ その他 ()			
助成 対象 経費	補整具の 区分	頭髮補整具	乳房補整具		その他
			右房用	左房用	
	補整具の内容 及び 購入年月日 (領収書の日付) ※複数ある場合は それぞれ記載				
	領収書の名前及び 本人との続柄	(続柄)	(続柄)	(続柄)	(続柄)
	購入費用計 (税込)	① 円	④ 円	⑦ 円	⑩ 円
	購入費用計の 1 / 2 の額	② 円 (①の 1 / 2 の額、 1,000 円未満切捨て)	⑤ 円 (④の 1 / 2 の額、 1,000 円未満切捨て)	⑧ 円 (⑦の 1 / 2 の額、1,000 円未満切捨て)	⑪ 円 (⑩の 1 / 2 の額、 1,000 円未満切捨て)
	助成対象額	③ 円 (②又は 20,000 円の どちらか少ない方の額)	⑥ 円 (⑤又は 20,000 円の どちらか少ない方の額)	⑨ 円 (⑧又は 20,000 円の どちらか少ない方の額)	⑫ 円 (⑪又は 20,000 円の どちらか少ない方の額)
助成金交付申請金額 (※③、⑥、⑨、⑫の合計額を記入してください。)				円	
振込先 指定口座 (申請者の名義)	ふりがな				
	口座名義				
	金融機関名		店舗名		
	口座種別		口座番号		
		助成決定金額 ※この欄は、飯山市で使用します。		円	

(添付書類)

- ① がんの治療 (手術、薬物治療、放射線療法等) を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し
- ② 補整具の購入に係る領収書の写し及びその明細書の写し (購入日、購入金額、金額内訳、宛名 (申請者の氏名)、領収書発行者名、購入した補整具等の品名 (ウィッグ購入費、乳房補整パッド購入費 等) の記載のあるもの)
- ③ 申請者の振込先指定口座の金融機関名、支店名、名義人、口座種別及び口座番号がわかる預金通帳の写し
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(裏)

確認事項 (次の確認事項に同意のうえ申請があったもののみなします。)

- 1 過去に県内他の市町村から今回の申請区分での助成は受けていません。
- 2 今回申請する区分の補整具の購入日における住所は以下のとおりです。
(申請日と住所が違う場合のみ記載。また複数ある場合はそれぞれ記載。)
 - ① 補整具の内容: _____
住所: _____
 - ② 補整具の内容: _____
住所: _____
 - ③ 補整具の内容: _____
住所: _____
- 3 虚偽の申告等を理由に市町村から助成金の返還を請求されても、異議を申し立てません

◎注意事項

- ※ 助成金交付の可否は、文書で通知します。
- ※ 書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 助成対象経費、助成金の額及び助成回数は以下のとおりです。附属品及びケア用品の購入費並びに購入のために要した経費(送料、振込手数料、交通費等)は、対象外となります。

区分	助成対象経費	助成額	助成回数
頭髮補整具	ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子の購入費の合計	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額 (当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、2万円を上限とする。)	1回
乳房補整具	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房の購入費の合計	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額 (当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、2万円を上限とする。)	右房、左房 毎に1回
その他	エビテーゼ(補整用人工物)の購入費の合計	助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額 (当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、2万円を上限とする。)	1回

※申請を行う補整具の購入費用について、他都道府県や他都道府県の市町村が実施する助成との重複申請はできません。

※申請は、4月から2月末日までに行ってください。なお、申請の対象となるのは、補整具を購入した日(領収書の日付)が前年度の3月から今年度の2月までの間にあるものです。ただし、がんの治療、症状の悪化等のやむを得ない事情により、上記のとおり提出できない場合は、前年度の4月から2月までの間に購入したものも申請の対象とします。

◎個人情報の取扱いについて

得られた個人情報は、助成金の交付事務以外には使用しません。また、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を行います。